藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第６９１号

２０１４年（平成２６年）１２月１１日

藤沢市長　鈴木　恒夫　様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長　畠山　鬨之

住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）の規定による住居表示の実施及び維持管理に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

２０１４年（平成２６年）１１月２５日付けで諮問（第６９１号）された住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）の規定による住居表示の実施及び維持管理に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

１　審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成１５年藤沢市条例第７号。以下「条例」という。）第１８条の規定によるコンピュータ処理を行うことは「３　審議会の判断理由」に述べるところにより，適当であると認められる。

２　実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

住居表示については，昭和３７年５月１０日に「住居表示に関する法律」が制定され，本市においては,「藤沢市住居表示に関する条例」に基づき，業務を行っている。

住居表示管理業務の事務の流れについては，藤沢市及び指定確認検査機関に建築主から建築確認申請がなされ，審査が完了したものについて，住居表示地区に該当するものを，住居表示管理業務に関するシステム（以下「現行システム」という。）に登録している。

対象となる建築主に対し，住居表示建物等新築届出書（以下「届出書」という。）をエクセルにて作成し送付する。

建築主は，届出書に案内図及び配置図並びに平面図を添えて建築指導課に提出する。

住居表示担当は，提出された届出書に基づき，現行システム上に家屋の形及び出入り口を示す線を入力し，住居番号を設定し，住居表示街区符号等設定等通知書を作成し，建築主へ送付する。

現行システムについては，２００４年（平成１６年）１０月１日より，住居表示実施区域における家屋の形状及び出入口の入力，住居番号の設定，通知書の作成等の業務を行うために導入しており，現行システムのコンピュータ処理については，答申第１３２号（２００４年（平成１６年）７月８日付）で承認されている。

２０１５年（平成２７年）３月３１日にリース期間満了を迎えるため，システムの操作性及び機能性を見直し，更なる利便性及び事務処理の向上を図ることを目的として，藤沢市住居表示台帳システム（以下「新システム」という。）に更新することにした。

このことから，藤沢市個人情報の保護に関する条例第１８条に規定されたコンピュータ処理を行うことについて，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性

現行システムを導入する以前は，紙ベースで住居表示台帳を作成し，その保有冊数は１４０冊におよび，台帳の保管についても占有面積が大きく，また，キャビネットに資料を保管していたことから，使いづらい状況であった。

住居表示についての建築主等からの届出も年間約１，２００件程度あり，また，問い合わせも多く，台帳等の検索・確認に時間を要していた。

台帳へは，手書きで家型と出入り口を記入していたため，手間が煩雑となり，見づらいものとなっていた。台帳の劣化も早く，例年，紙の劣化の進んだものから順次，再度紙ベースのものを作り替えていた。

台帳保管スペースの削減，事務処理の効率化，台帳等維持管理の効率化を図るため，現行システムを導入し，迅速で正確な事務処理を行ってきた。

新システムに更新するにあたり，現行システムの操作性及び機能性を見直し，更なる利便性及び事務処理の向上を図る。

なお，新システムについては，公募型プロポーザルにより，開発事業者を選定する。

プロポーザル参加資格要件として，プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証を取得していることを条件としている。

新システムの導入にあたっては，現行システムから電子データを抽出し，新システム用に変換を行った後に，新システムへデータを移行する。電子データには位置情報が含まれており，現行システムに保管されているデータは，東日本大震災前の古い位置情報において整備されている。この位置情報を最新の位置情報に変換する作業が必要となるが，本市では変換作業ができないため，本市から新システムの開発事業者に電子データの貸し出し，変換作業を行わせる。変換された電子データは，新システムに取り込んだ状態で，開発事業者から本市に納品，返却される。

(3) システムの構成

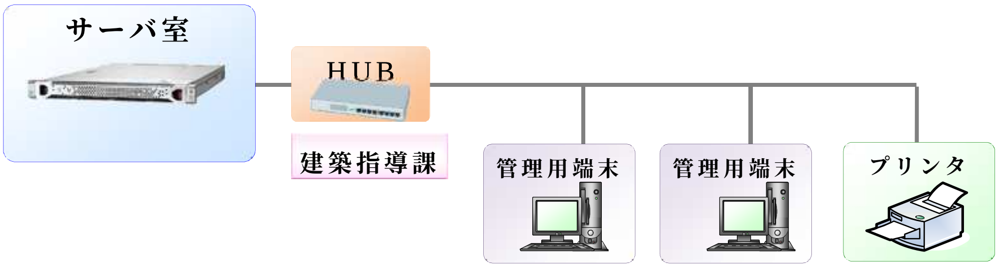

※ 現行システムと新システムの構成は同じ

(4) コンピュータ処理する個人情報

入力する情報は，建築主等の申請によるものである。

住所，氏名，電話番号，地番，住居表示番号

※ 現行システムにおいて取り扱っている個人情報と同じ

(5) コンピュータ処理の安全対策について

ア　このシステムは，現行システムと同様に，庁内ＬＡＮの一部を使用するものであり，外部接続の設定は行わない。

イ　ウィルス対策として，各コンピュータにウィルスバスターコーポレートエディションを導入する。

ウ　情報が保存されるＧＩＳサーバは，通常時施錠されているサーバ室に保管する。

エ　このシステムに接続されているコンピュータは，すべてワイヤーロックをかける。

オ　データの更新等編集作業は，課内に設置される管理用コンピュータで行います。システム起動時に，ユーザー名とパスワードの入力が必要であり，ユーザー管理（権限設定等）を行う。

カ　バックアップ体制を確保し，万一のサーバートラブルにおいても中断することなくサービスを継続できるものとする。

キ　現行システムに保管されている電子データの抽出については，本市所有のパスワードロック付きＮＡＳ（外部記憶装置）に保存し，開発事業者に貸し出す。

ク　パスワードロック付きＮＡＳ（外部記憶装置）は，データの保存と同時に暗号化が実施されるものである。パスワードを入力しない限り，復号化は行われない。

ケ　データの貸し出しは直接手渡しにより行い，本市に借用書を提出させ，所在を明らかにするとともに紛失や破損が生じないよう努めさせ，鍵付きセキュリティＢＯＸに格納して運搬させる。

コ　開発事業者社内の不正入室対策が施された室内でデータの復号化を行わせ，個人情報の漏えい防止，本業務以外の目的外利用の禁止，第三者への情報提供を行わないことを厳守させ，変換作業を行わせる。

サ　作業については，最新のウィルス対策が施された専用のコンピュ

ータ又はインターネットとの接続がないコンピュータのみで行い，パスワードを設定し，予め指定した者のみに作業を行わせる。

シ　データについては，管理責任者を定めさせ，鍵付き保管庫にて保管及び管理を行わせる。

ス　データの返却は，業務終了後，速やかに行わせる。また，コンピュータのハードディスク内のデータについては消去し，データ廃棄証明書を本市に提出させる。

セ　不要なメディア，機器を廃棄する場合は，復旧できないよう処理し，廃棄証明書を本市に提出させる。

ソ　システムの運用や作業の中で，個人情報を取り扱う場合については，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市情報セキュリティーポリシー」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守する。

(6) 実施時期

システム導入：２０１５年３月２日

窓口運用開始：２０１５年４月１日

(7) 提出書類

ア　住居表示に関する法律

イ　藤沢市住居表示に関する条例

ウ　住居表示管理業務の流れ

エ　住居表示建物等新築届出書

オ　住居表示街区符号等設定等通知書

カ　藤沢市住居表示台帳システム仕様書

キ　個人情報取扱事務届出書

３　審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおりの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行うことについて

ア　コンピュータ処理の必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

現行システムを導入する以前は，紙ベースで住居表示台帳を作成し，その保有冊数は１４０冊におよび，台帳の保管についても占有面積が大きく，また，キャビネットに資料を保管していたことから，使いづらい状況であった。

住居表示についての建築主等からの届出も年間約１，２００件程度あり，また，問い合わせも多く，台帳等の検索・確認に時間を要していた。

台帳へは，手書きで家型と出入り口を記入していたため，手間が煩雑となり，見づらいものとなっていた。台帳の劣化も早く，例年，紙の劣化の進んだものから順次，再度紙ベースのものを作り替えて

いた。
台帳保管スペースの削減，事務処理の効率化，台帳等維持管理の効率化を図るため，現行システムを導入し，迅速で正確な事務処理を行ってきた。
新システムに更新するにあたり，現行システムの操作性及び機能性を見直し，更なる利便性及び事務処理の向上を図る。
なお，新システムについては，公募型プロポーザルにより，開発事業者を選定する。
プロポーザル参加資格要件として，プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証を取得していることを条件としている。
新システムの導入にあたっては，現行システムから電子データを抽出し，新システム用に変換を行った後に，新システムへデータを移行する。
電子データには位置情報が含まれており，現行システムに保管されているデータは，東日本大震災前の古い位置情報において整備されている。この位置情報を最新の位置情報に変換する作業が必要となるが，本市では変換作業ができないため，本市から新システムの開発事業者に電子データの貸し出し，変換作業を行わせる。変換された電子データは，新システムに取り込んだ状態で，開発事業者から本市に納品，返却される。
以上のことから判断すると，コンピュータ処理の必要性が認められる。

(2) 安全対策について
実施機関が説明要旨(5)アからソにおいて示す安全対策は次のとおりである。

ア　実施機関の安全対策
(ｱ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置　オ,キ,ク
(ｲ) コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置　イ
(ｳ) 必要最小限の担当者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置　ウ,エ
(ｴ) データの消失を防止するための措置　カ
(ｵ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置　ア

イ　委託業者の安全対策
(ｱ) データ媒体の紛失を防ぐための措置　ケ
(ｲ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置　サ
(ｳ) コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置　サ
(ｴ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置　サ

(ｵ) 利用後にデータを確実に消去するための措置　ス,セ
(ｶ) その他委託業者の安全対策を高めるための措置　シ
(ｷ) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置　コ

以上，個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」,「藤沢市情報セキュリティポリシー＜基本方針＞」,「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし，本市とシステム開発事業者との間の個人情報保護に関する合意書及びデータ保護と秘密保持に関する仕様書を提出することを条件とする。

以　　上